

公立新小浜病院の指定管理者による管理に関する基本協定書

雲仙・南島原保健組合（以下「甲」という。）と医療法人社団苑田会（以下「乙」という。）とは、公立新小浜病院（以下「公立病院」という。）の指定管理者による管理に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

第1章 基本的事項

（目的）

第1条 この協定は、公立病院の管理について適正かつ円滑な実施を図るため、基本的な事項を定めることを目的とする。

（指定の期間）

第2条 甲が、乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、平成23年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 乙は、地域医療の中核病院として、地域住民の健康維持・増進、地域の医療機関等との連携並びに公平・公正な医療、救急医療及び高度医療の提供など、公立病院の役割を十分に認識し、自立的かつ効率的な公立病院の運営に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第4条 乙は、管理業務を行うに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、医療法（昭和23年法律第205号）、その他の関係法令、関係条例、関係規程、募集要項、この協定書及び公立新小浜病院の指定管理者による管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）に定める事項を遵守しなければならない。

2 乙は、募集要項により乙が行った申請（以下「提案書」という。）の趣旨に則り、良質な医療を地域住民へ提供するよう努めなければならない。

3 この協定書、年度協定書、募集要項及び提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合、この協定書、年度協定書、募集要項、提案書の順に、その解釈が優先するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この協定書により生じる権利又は義務を甲の承諾なくして第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(第三者への業務委託)

第6条 乙は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(緊急時等の対応)

第7条 乙は、災害、事故等の緊急事態が発生した場合、速やかに適切な措置を講ずるとともに、甲に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、関係機関と協力して原因調査を行うとともに、当該緊急事態に関する報告書を直ちに甲に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 乙は、管理業務を実施するに当たって取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、雲仙・南島原保健組合個人情報の保護条例（平成17年雲仙・南島原保健組合条例第10号）、その他の個人情報の保護に関する法令等の規定に従い適正に取り扱うとともに、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(医療事故等に係る損害賠償責任)

第9条 乙の医療行為において、乙の責に帰すべき事由により患者及び第三者に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定による賠償を行うための賠償責任保険に加入するものとし、その保険料は、乙が負担する。

3 平成23年3月31日以前に発生した医療事故等の責任について、乙は、これを引き継がないものとする。

(管理運営協議会の設置)

第10条 甲と乙は、管理業務を円滑に実施するため、情報交換、協議及び調整を行うことを目的とする管理運営協議会を設置する。

2 管理運営協議会の事務局は、甲に設置し、その運営及び委員については、別に定める。

(事情変更)

第11条 この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議のうえ、協定の変更を行うことができるものとする。

第2章 管理業務

(管理業務の範囲)

第12条 乙が行う管理業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 診療（診療時間外における救急診療を含む）及び健康診査に関する業務
- (2) 器具機械及び施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用料金に関する業務
- (4) 手数料の徴収に関する業務
- (5) その他必要な業務

(診療体制等)

第13条 乙は、円滑な管理業務を行うために必要な数の医師、看護師その他医療に関する職員を確保するものとする。

2 公立病院の診療科目及び病床数は、雲仙・南島原保健組合公立新小浜病院の設置及び管理に関する条例（平成17年雲仙・南島原保健組合条例第4号。以下「条例」という。）第3条に規定するところによる。

3 公立病院の休診日及び診療時間は、条例第12条及び第13条に規定するところによる。

(政策医療)

第14条 乙は、次の各号に定める医療等（以下「政策医療」という。）の提供に努めなければならない。

- (1) 24時間365日の救急医療
- (2) 輪番制救急医療
- (3) 地域脳卒中センター認定医療
- (4) 小児医療
- (5) 災害時医療
- (6) 医師、看護師等の確保及び人財育成
- (7) 地域住民の健康危機への対応

(医療の質の向上に向けた役割)

第15条 乙は、次の各号に掲げる事項に取り組むよう努めなければならない。

- (1) 医療における安全管理
- (2) 地域医療機関との連携・支援及び地域医療全体の質の向上のための取組
- (3) 医療データベースの構築及び情報提供
- (4) 市民参加の推進（ボランティアの受入れ）

(利用料金の収受)

第16条 甲は、乙に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(手数料の徴収)

第17条 甲は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、公立病院の手数料の徴収に関する事務を乙に委託する。

2 手数料とは、条例第17条第1項に規定する手数料という。

3 徴収とは、収入の調定、納入通知、収入の受け入れ等の事務をいう。

(手数料の納入)

第18条 乙は、患者から徴収する手数料については、全て甲の病院事業会計へ納入するものとする。

(手数料徴収委託料)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により手数料の徴収に関する事務について、乙に手数料徴収委託料を支払うものとする。

(施設等管理の原則)

第20条 甲は、乙に対し、乙が管理業務を行ううえで必要な別表1「施設等一覧」に定める施設等（以下「施設等」という。）（1）及び（2）に掲げる公立病院の土地、建物及び設備を、指定期間の間、無償で使用させるものとし、施設等（3）に掲げる宿舎等について、乙は、甲に対し指定管理者負担金として支払う。

2 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を管理するとともに、災害防止に努めなければならない。

3 乙は、施設等をき損し、又は滅失した場合は、速やかに甲に報告し、その損害を賠償しなければならない。

(目的外使用)

第21条 乙は、施設等を、管理業務及び管理業務に付随する業務以外の目的に使用し又は他に貸与してはならない。ただし、乙は施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、雲仙・南島原保健組合行政財産の目的外使用に関する使用料規程（平成21年雲仙・南島原保健組合訓令第8号）に基づく行政財産の目的外使用の許可の申請を行わなければならない。

(施設等の管理に要する経費の負担区分)

第22条 施設等の管理に要する経費の負担区分は、別表2のとおりとする。この場合に

において、別表2に定めのないものについては、乙の負担とする。

(医療機器及び備品の維持管理)

- 第23条 甲は、自ら調製した公立病院の備品台帳に示す備品（以下「備品」という。）を、乙に無償で使用させるものとする。
- 2 乙は、指定期間の間、備品を常に適正に管理しなければならない。
- 3 備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合、甲又は乙は、別表2に定める負担区分に応じて当該備品を購入し、調達し、又は修繕するものとする。
- 4 乙は、風水害等の自然災害その他の事故により、備品がき損し、又は滅失した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(乙による備品等の購入等)

- 第24条 乙は、管理業務の実施のために自己の費用により備品を購入し、又は調達し、それを所有することができる。

(料金収入等の取扱の経過措置)

- 第25条 平成23年3月31日以前に発生した甲の診療報酬請求権その他の債券に係る未収金及び委託料等の債務に係る未払金は、平成23年4月1日以降において、甲の収入又は支出として整理するものとする。
- 2 平成23年3月31日以前の甲の診療報酬請求に関する査定額、過誤調整額及び未収金（自己負担金）の取扱については、別に定めるものとする。

第3章 交付金、負担金等

(会計・経理の原則)

- 第26条 乙は、管理業務の実施により生じるすべての収入及び支出について、乙の行う他の事業と区分して会計を処理しなければならない。

(経費の分担)

- 第27条 乙が、管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。

(事業損益)

- 第28条 公立病院の管理業務によって生じた事業損失は、乙が負担するものとし、甲はその補填を行わない。

2 乙は、事業利益が生じた場合は、地域住民等の福祉向上のため純利益の1/10を甲に納付する。

(交付金)

第29条 甲は、第14条に規定する政策医療の提供に要する費用の一部として、政策医療交付金を乙に交付する。

2 前項の政策医療交付金の額は、病院事業に係る交付税措置額を上限とし、予算の範囲内で定める額とする。ただし、交付税の制度変更等があった場合は、必要に応じ、甲乙協議のうえ決定することができる。

(国又は県等補助金相当額の交付)

第30条 甲は、乙の管理業務を対象とした国又は長崎県等からの補助金の交付を受けたときは、当該補助金相当額を乙に交付するものとする。

(指定管理者負担金)

第31条 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。

2 指定管理者負担金の金額、支払方法等は、年度協定書に定める。
3 第20条及び第23条に関する病院事業債については、各条の規定にかかわらず指定管理者負担金の中で定める。

第4章 業務の計画、報告等

(事業計画書)

第32条 乙は、各年度10月末日までに、当該年度の翌年度に係る事業計画書を甲に提出しなければならない。ただし、平成23年度の事業計画書の提出の期限は、甲乙協議のうえ定める。

(事業報告書)

第33条 乙は、条例第9条に規定する事業報告書を毎事業年度4月1日から9月30日までの事業の状況について10月末日までに、10月1日から3月31日までの事業の状況については4月末日までに、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に基づき乙から提出された書類に係る監査を地方自治法第199条第7項の規定を準用し実施する。

(重要事項の変更の協議)

第34条 乙は、次の各号に掲げる事項については、事前に甲と協議するものとする。

- (1) 病院長の任免に関すること。
- (2) その他管理業務に係る重要な事項に関すること。

(調査等)

第35条 甲は、管理の適正を期するため、乙に対し、管理業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 乙は、前項に定める指示を受けた場合は、甲の指示する日時までに、文書による回答をしなければならない。

第5章 指定の取消し

(指定の取消し)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (1) 関係法令、関係条例、関係規程及びこの協定に定める規定に違反したとき。
 - (2) 解散又は経営状況の悪化等により、管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
 - (3) 組織的に違法行為が行われた事実が認められるなど、この協定書に定める業務を行うに当たり、社会通念上著しく不適当と判断される事実があったとき。
- 2 甲が、前項の規定により指定を取り消す場合は、甲は、乙の被った損害に対し、その補償は行わないものとする。
 - 3 乙は、甲が関係法令、関係条例、関係規程及びこの協定に定める規定に違反したときは、指定の取消しを申し出ることができる。
 - 4 前項の規定により指定を取り消す場合は、乙は、甲の被った損害に対し、その補償は行わないものとする。
 - 5 乙は、自己の都合により指定の取消しを求めるときは、その2年前までに甲の承認を得なければならない。

(指定期間の満了又は指定の取消しに伴う措置)

第37条 乙は、指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、管理業務に必要な書類等を甲に引き渡さなければならない。

- 2 乙は、指定期間の満了日まで又は指定取消しの日まで、管理業務に支障をきたさないように実施体制を維持しなければならない。
- 3 乙は、公立病院の新しい指定管理者（以下「丙」という。）が指定されたときは、丙が管理業務を円滑に行う体制を整えられるよう、丙に対し、甲が定める期間に管理業務の引継ぎを行わなければならない。

- 4 乙は、管理業務の撤収に係る一切の費用を負担しなければならない。
- 5 乙の所有に係わる医療機器等については、所有権の帰属について、甲乙協議するものとする。
- 6 前項の物件が、リース物件である場合、引き続き甲又は丙が必要とする医療機器等については、リース会社との協議について乙は協力するものとする。

第6章 雜則

(疑義等の決定)

第38条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保有するものとする。

平成22年 8月21日

甲 長崎県雲仙市小浜町北野298番地
雲仙・南島原保健組合
管理者 奥村 慎太郎

乙 東京都足立区竹の塚4丁目1番12号
医療法人社団 菴田会
理事長 菴田 一郎

立会人 長崎県雲仙市小浜町北野298番地
雲仙・南島原保健組合
副管理者 藤原 米幸

別記1（第8条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、公立病院の管理業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この指定期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知等）

第3条 乙は管理業務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の不当な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（適正な管理）

第4条 乙は、管理業務を処理するために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5条 乙は、管理業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該管理業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第6条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、管理業務に関して知り得た個人情報を管理業務を処理する目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の制限）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、管理業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するお

それのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
(実地調査等)

第10条 甲は、この契約による個人情報の安全確保の措置の実施状況について必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還等)

第11条 乙は、管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等を、管理業務の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(指定の取り消し及び損害賠償)

第12条 乙がこの特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、甲はこの指定を取り消すものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は雲仙・南島原保健組合を、「乙」は医療法人社団 菴田会を指す。

注2 管理業務の実態に即して、適宜必要な項目を追加し、不要な項目は省略するものとする。